

## 史跡芥川城跡保存活用計画策定支援業務 仕様書

1 業務名称 史跡芥川城跡保存活用計画策定支援業務

2 履行期間 契約締結日～令和8年3月31日

3 業務の目的

芥川城跡は、高槻市大字原に所在する三好山に築かれた戦国時代の山城で、各所に石垣や堀切などの遺構が良好に遺存し、当時の山城の様子をうかがい知ることができる。

この貴重な歴史遺産を保存し、また活用することで未来へ継承していくために史跡の本質的価値と構成要素を明らかにし、それらを適切に保存・活用をしていくための基本方針となる保存活用計画を策定する。

4 技術者の配置

①受注者は、本業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

②主任技術者は、本仕様書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

③主任技術者は、令和元年度以降に史跡保存活用計画の実務経験を有する者でなければならない。

④受注者は、本業務における担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。

⑤担当技術者は、令和元年度以降に山城の史跡保存活用計画の実務経験を有する者でなければならない。

5 業務計画書

①受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、発注者の承認を得なければならない。

②受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度、発注者に変更業務計画書を提出し、承認を得なければならない。

6 業務内容

本業務は発注者 高槻市及び「高槻市芥川城跡保存活用検討委員会」（以下、委員会という。）の指導のもとに実施する。業務の履行に関しては本市と十分協議の上、必要に応じて国、大阪府の意見を反映させるものとする。

(1) 現況平面基本図作成（令和6年度）

①業務概要

実施区域 高槻市大字原

図化面積 約1.25km<sup>2</sup>（詳細は別紙のとおり）

縮尺 2500分の1程度

履行期限 契約日から令和7年2月28日まで

## ②図化準備 現地調査

踏査により対象範囲における植生、地盤、土地形状、既存施設などを把握する。  
各種資料に基づき、現地での調査を3日以上実施すること。

## ③図化・編集

現地調査の結果に市が提供するデータを随時追加し、現況基本平面図を作成する。

## ④打ち合わせ協議・校正

打ち合わせ協議は、発注者の指定場所において、初回、中間、納品前の3回以上行うものとする。  
また校正は2回以上行うものとする。

## (2) 計画案その他資料の作成（令和6年度・7年度）

### ①計画案の作成指針

文化庁が作成した「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」に基づき、本市にふさわしい計画案を作成する。なお、作成に際しては大阪府が策定した「大阪府文化財保存活用大綱」、高槻市が策定した「高槻市文化財保存活用地域計画」の他、他自治体の計画や国の動向などについても情報を収集し内容をふまえること。

### ②保存活用計画の策定にかかる調査等に関する支援

市勢概況、市域の自然的環境、歴史的環境、社会的環境、上位計画、関係法案等の調査・データ収集を行い、調査成果を整理した上、必要に応じて国、大阪府の意見を反映させるものとする。

### ③史跡の現状把握・分析

史跡及び史跡に指定すべき範囲（以下、「史跡地等」）の利用状況を把握し、史跡を構成する要素や保存状態（遺構の遺存状態・植生・地形・土地利用状況・景観・法規制などの各種条件）を確認するため5日以上現地調査を実施し、調査成果を整理・分析したうえで市へ提供すること。分析結果については、上記（1）の成果に反映すること。

### ④現状・課題の整理

計画の策定に向け、史跡の構成要素を抽出、本質的価値を把握し、保管管理及び活用の基本的な方針、史跡地等の現状の課題等についての分析を行う。また、史跡の保存活用にかかわる基本的な方針、現状の課題について整理する。

史跡に指定すべき範囲についても、保管管理及び活用の基本的な方針等の分析を行う。

### ⑤史跡の動線検討

上記（1）を踏まえて、史跡芥川城跡へのアプローチ及び見学ルートに関する複数の案を比較検討し、必要となる橋梁や便益施設（トイレ等）の提案を行うこと。

### ⑥委員会等の運営支援

令和6年度及び令和7年度の2か年で5回程度の開催を予定している委員会の開催にあたり、資料の作成及び必要部数の印刷を行う。また、委員会開催時には同席することとし、開催後は速やかに議事録を作成し、提出すること。スケジュールは以下のとおり

委員会スケジュール（予定）

（令和6年度）

第1回委員会 保存活用計画の概要、全体構成案・第1章・第2章・第3章内容確認

第2回委員会 第4章・第5章・第6章内容確認

(令和7年度)

第3回委員会 第7章・第8章・第9章内容確認

第4回委員会 第10章・第11章・第12章内容確認

第5回委員会 文化庁協議を踏まえた最終案について

上記の委員会においては事前説明等が必要となるため、開催日の2週間前までに資料を作成すること。また、2か年で計7回程度の開催を予定している議会での説明や地元説明会に必要な資料についても作成及び必要部数の印刷を行うこと。委員会、議会及び地元説明会における資料の様子は、A4判ないしA3判、カラー印刷、簡易製本またはホチキス留め等とし、内容に応じて仕様変更に対応すること。開催1回あたりの資料部数は、委員会20部、議会100部、地元説明会30部を目安とすること。

### (3) 保存活用計画の策定 (令和6年度・令和7年度)

上記(1)の成果を含め、(2)における指導、提言等をもとに史跡の現状変更等や取扱い基準、追加指定などを含む保存・管理、今後の発掘調査の方針、橋やトイレなどの便益施設の提案、史跡の整備・活用の方向性、芥川城への動線等を取りまとめた保存活用計画を策定する。

### (4) 『史跡芥川城跡保存活用計画書』の作成 (令和7年度)

①以下の目次(案)に沿って『史跡芥川城跡保存活用計画書』及び同概要版として取りまとめ、印刷製本を行い、発注者の指定場所に納品すること。

#### 第1章 計画策定の沿革と目的

(1) 計画策定の沿革 / (2) 計画の目的 / (3) 委員会の設置・経緯

(4) 他の計画との関係 / (5) 計画の対象範囲 / (6) 計画期間

#### 第2章 史跡周辺の概要

(1) 自然 / (2) 社会 / (3) 歴史 / (4) 文化財

#### 第3章 史跡の概要

(1) 指定に至る経緯 / (2) 指定に至るまでの調査成果 / (3) 指定の状況

#### 第4章 史跡の本質的価値

(1) 史跡の本質的価値 / (2) 史跡の副次的価値 / (3) 構成要素の特定

#### 第5章 大綱・基本方針

#### 第6章 保存(保存管理)

(1) 保存(保存管理)の課題 / (2) 保存(保存管理)の基本方針

(3) 保存(保存管理)の方法 / (4) 現状変更の取り扱い基準 / (5) 追加指定

(6) 公有化

#### 第7章 活用

(1) 活用の課題 / (2) 活用の基本方針 / (3) 活用の方法

#### 第8章 調査

(1) 調査の課題 / (2) 調査の基本方針 / (3) 調査の方法

## 第9章 整備

(1) 整備の課題 / (2) 整備の基本方針 / (3) 整備の方法

## 第10章 運営・体制

(1) 運営・体制の課題 / (2) 運営・体制の基本方針 / (3) 運営・体制の方法

## 第11章 実施計画

## 第12章 経過観察

②規格 A4判

③仕様 『史跡芥川城跡保存活用計画書』

表紙・本文・付図・図版等(カラー写真及び折込図面等を含む) 150頁程度

カラー印刷、表紙：マットコート紙135kg、本文：マットコート紙110kg、

無線綴じ、文字校正3回、色校正2回

『史跡芥川城跡保存活用計画書』概要版

8頁程度、カラー印刷、マットコート紙135kg、中綴じ、文字校正3回、色校正2回

③印刷入稿用データ仕様 Adobe社 InDesign等及びPDF、

保存形式、バージョンについては協議の上決定する

④印刷部数 『史跡芥川城跡保存活用計画書』300部、同概要版300部

なお国及び大阪府、委員会等の意見により、仕様等を一部変更する場合がある。

(5) 史跡整備イメージパース図の作成

計画案をもとに史跡整備のイメージパース図(鳥瞰図：2視点以上、各エリアパース図：3か所程度)を作成すること。イメージパース図はA3判大で活用できる程度の解像度、明瞭さを有することとし、内容については発注者との打ち合わせの上決定し、3回程度の校正を行うこと。

(6) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、発注者の指定場所において、原則、毎月1回以上行うものとする。

(7) 成果品

以下の成果品を1年ごとに提出する。部数の指定がない場合、原則各2部提出すること。

電子データについては、Adobe社 Illustrator(ai)・Photoshop(psd)、tif、jpg、pdf、dwg、dxf等の編集可能な形式で、CD-RまたはDVD-Rにまとめて各2部納入すること。

①令和6年度

委員会議事録等記録報告書 一式

打ち合わせ等会議録 一式

作成資料等関連データ 一式

現況平面基本図 A1判 3部(植生、地盤、形状、施設等の図面を含む)

現況平面基本図 データ 一式(電子データ)

計測データ 一式(電子データ)

現況平面基本図作成成果報告書 A4判 3部(作成概要、実施状況写真、作成した図面の写し等

をまとめること。)

その他発注者が指示するもの 一式

②令和7年度

委員会議事録等記録報告書 一式

打ち合わせ等会議録 一式

作成資料等関連データ 一式

『史跡芥川城跡保存活用計画書』及び概要版 各300部

『史跡芥川城跡保存活用計画書』及び概要版入稿データ 一式(電子データ)

史跡整備イメージパース図 A3判 各3部(電子データを含む)

その他発注者が指示するもの 一式

7 土地への立入等

- ①受注者は、調査のためやむを得ず公有地および私有地に立ち入る場合は、予め土地所有者の了解を得て、住民との係争が生じないよう十分注意しなければならない。
- ②受注者は、業務実施のために植物の伐採、工作物の一時使用をするときは、事前に発注者に報告するとともに、当該土地所有者および占有者の許可を得るものとする。
- ③現地調査等において、必要な場合は道路交通法に基づく手続きとして道路使用許可申請等を道路管理者および所轄警察署等に届けること。

8 提出期限

以下の各提出期限を厳守すること。

令和6年度の成果品の提出期限は、令和7年3月31日までとする。ただし、現況平面基本図は令和7年2月28日までに提出すること。令和7年度の成果品の提出期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、イメージパース図案は令和7年9月30日まで、保存活用計画書の最終案については令和7年12月26日までに提出すること。

なお、訂正・追記等の必要が生じた場合、受注者はすみやかに訂正・追記等業務を行い、再度発注者の確認を受けること。

9 その他

- ・本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、速やかに発注者と協議し、その決定に従うこと
- ・受注者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報について漏洩や、本業務の目的外の利用をしないこと
- ・本業務の実施により、得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て発注者に帰属させるものとし、受注者は、本市の許可なく他に使用、複製又は貸与してはならない
- ・本業務を実施するうえで、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するとともに、成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受注者が納品前に適切な処理を行うこと(そのための経費は委託料を含む)